

平成29年度保育利用調整基準点の変更について

1. 保育利用（利用調整）について

(1) 子ども・子育て支援新制度のスタートにより、保育利用をするためには、「保育の必要性」の事由に該当し、2号認定・3号認定を受ける必要がある。

保育の必要性の事由・・・就労、妊娠・出産、疾病等、介護等、求職中、就学等、虐待・DV、育児休業、その他

(2) 認定内容とともに、保育利用調整基準点数表（基礎点数表、調整点数表）から、各新規申込者の点数付けを行う。

(3) (2)を各園毎の第一希望者の年齢別に一覧を作成。その中から各園が受入可能な人数を点数の高い順から選考を行う。第一希望者がすべて選考され、園での受け入れ枠の余裕がある場合には、第二希望者以下の一覧から同様に選考を行う。

2. 調整基準点の変更について

(1) 平成29年度の主な変更点

地域型保育事業利用終了児（区分H）	
28年度	連携施設がない地域型保育事業等を利用していたが、年齢到達により他の保育施設の利用を希望する場合（5点）
29年度	連携施設がない地域型保育事業等を利用していたが、年齢到達により他の保育施設の利用を希望する場合（5点）
	連携施設がある地域型保育事業等を利用していたが、年齢到達時の転園申込時に連携施設以外を希望する場合（2点）
趣旨	連携施設があるにもかかわらず、連携施設以外を申し込む場合、平成28年度は運用上5点を加点し調整を行っているが、育休復帰（1点）や兄弟同時（1点）の申込者より入園しやすくなっているとの指摘がある。 しかし、連携施設以外の保育の受け皿を利用することも可能であり、市町村は調整にあたっての優先度を上げるなどの措置を講ずる必要があるとの国からの通知もあるため、今回2点とした。

育休退園児（区分M）

28年度	平成28年2月以前に育児休業取得により保育施設を退園した児童が、保護者が育児休業中で、かつ下の子が満1歳になる月の前々月までに、同じ保育施設の利用を希望する場合（10点）
29年度	当該調整点数における該当者がいなくなるため廃止とする。

(参考) 平成28年度の主な変更点

区分	平成27年度	平成28年度
保護者の育児休業に伴う退園について	原則5歳児以外は退園	育児休業にかかる乳児が満1歳になる月の月末までは、5歳児以外でも保育園等の利用継続が可能
在園児の施設利用継続手続きについて	新規に利用申込書及び証明書類等を提出してもらい、市の利用調整を経た結果、利用可能となれば新年度から再び施設利用ができる	現況届により、保育の必要性が継続していると確認できれば、利用調整を経ずして次年度の施設利用継続が原則として可能 ※転園希望の場合は除く
申込保護者の職業が保育士である場合	特段の優先加点等はなし	保育士資格を持つ保護者が、保育に従事するために市内に認可保育所等に就職または復職する場合には、5点の調整加点をする

7 保育利用調整基準点数表（予定）

(参考) 平成28年度
保育利用ガイドより抜粋

○ 「保育の必要性」の事由の区分による点数表（基礎点数表）

区分	類型	保護者の状況 細目		基準指指数	
1	居宅外労働	外勤 居宅外自営	月140時間以上の勤務を常態としている場合	10	
			月120時間以上の勤務を常態としている場合	9	
			月100時間以上の勤務を常態としている場合	6	
			月80時間以上の勤務を常態としている場合	5	
			月48時間以上の勤務を常態としている場合	4	
	居宅内労働	居宅内自営 農業	月140時間以上の就労を常態としている場合	9	
			月120時間以上の就労を常態としている場合	8	
			月100時間以上の就労を常態としている場合	5	
			月80時間以上の就労を常態としている場合	4	
			月48時間以上の就労を常態としている場合	3	
	内職	内職	月120時間以上の就労を常態としている場合	5	
			月60時間以上の就労を常態としている場合	3	
			月48時間以上の就労を常態としている場合	2	
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合			8
3	疾病負傷障害	疾病負傷	1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10	
			居宅内療養（1か月以上） 安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合	8	
			週3日程度の通院加療等が必要な場合	4	
		障害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者2～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	10	
			「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「精神障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合	6	
			「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	3	
4	同居親族等の介護又は看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合			区分1を準用
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			10
6	求職中	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合			1
7	就学等	就学	日中、就学のため、保育することができない場合	区分1を準用	
		職業訓練	日中、職業訓練を受けるため、保育することができない場合	区分1を準用	
8	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合			10
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合			5
9	育児休業中	育児休業期間中に保育所等を引き続き利用することが必要と認める場合			※ 10
10	その他	育児休業復帰予定	育休復帰予定月の前月から3か月以内である場合	区分1を準用	
		採用（起業、就学）予定	採用（起業、就学）予定月の前月から3か月以内である場合	区分1から1点減じたものを準用	
		別居の親族等の介護又は看護	別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合	区分1を準用	
		不存在	死亡、離婚、行方不明、別居、拘禁等	10	
		育児休業取得前に既に保育所等を利用しており、次年度に小学校への就学を控えている年度中に職場復帰する場合			復帰時の状況により区分1を準用
		前各号に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合			

※ 既に保育所等を利用している児童が、次年度に小学校への就学を控える場合、又は育児休業に係る乳児が満1歳になる月の末日までの場合

- 区分1については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間により判断します。

- 区分10のうち「不存在」はひとり親であることや、保護者のいずれかが別居していることを認定した場合に点数付与するために設けた項目であり「必要性の事由」ではありません。

保育必要量による利用区分の認定について

- ① 基礎点数表の網掛けの部分に区分された場合、保育必要量が「保育標準時間」となり、最大で11時間の利用となります。区分1で網掛けが無い区分は、保育必要量が「保育短時間」となり、最大で8時間の利用となります。
※区分4・7・10は、原則として区分1に準じた内容によりいずれかに区分されます。
- ② ただし経過措置として、平成27年3月時点認可保育園（就実こども園も含む）に入園しており、継続して利用している児童については、①により「保育短時間」となる場合でも「保育標準時間」で認定します。（なお、「保育短時間」を選択することも可能ですが、P.4「利用区分の認定」の注意書きをよく確認して、選択してください。）

○ 「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）

区分	類型	状況	点数
A	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	3
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
C	失業	生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2
D	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合	10
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合	3
		その他社会的養護が必要であると認められる場合	1
E	障害	障害児保育拠点園の利用を希望する3歳以上児について、保育観察を受けた結果、障害児保育拠点園の利用がより適切であると判断された場合	5
		保育所等の利用を希望する児童が障害を有する場合	1
		保護者が育児休業から復帰するため、児童が同じ保育所等を再び利用することを希望する場合 ※	10
F	育児休業明け	上記以外の場合	1
G	兄弟姉妹	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	1
H	地域型保育事業利用終了児	連携施設がない地域型保育事業等を利用していたが、年齢到達により他の保育施設の利用を希望する場合	5
I	乳児園卒園児	乳児保育園に在籍していたが、年齢到達により他の保育施設の利用を希望する場合	5
J	同居の祖父母	65歳未満の同居祖父母で基礎点数表の区分1~5、7~10に該当しない場合	各-3
K	継続児童	利用調整の対象児童のうち、現在利用している保育所等を継続して希望する場合	5
L	保育士等	保育士資格を持つ保護者が、保育に従事するために市内の保育所等に就職又は復職する場合	5
M	育休退園児	平成28年2月以前に育児休業取得により保育施設を退園した児童が、保護者が育児休業中で、かつ下の子が満1歳になる月の前々月までに、同じ保育施設の利用を希望する場合	10

※ 育児休業にかかる児童が、兄又は姉と同じ保育所等を利用することを希望する場合を含む。

- 調整点数表において、同時に複数該当する場合は、該当するもの全てを加(減)算したものを世帯の調整点数とします。ただし、区分FとMは同時に加算しません。また、1つの区分において同時に複数該当する場合は、該当するもののうち最も点数の高いものを加算します。
- 調整点数表において使われている施設の用語は次のとおりになります。
 - ①保育所等…認定こども園、認可保育園、地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内）
 - ②保育施設…認定こども園、認可保育園